

2014年10月9日（木）

第1回小児がん拠点病院連絡協議会

小児がん中央機関や小児がん拠点病院の 整備の進捗について

厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課
がん対策推進官

江副 聡



小児がん拠点病院の指定

- 平成24年5-6月 小児がん医療・支援のあり方に関する検討会（計3回）
 平成24年9月 検討会報告書が取りまとめられる
平成24年9月7日 「小児がん拠点病院の整備について」（健発0907第2号）
 平成24年10月9日 37医療機関より申請
 平成24年12月3日 「第1回小児がん拠点病院の指定に関する検討会」
 平成25年2月5日 「小児がん拠点病院選定結果のまとめ（報告書）」が取りまとめられる
平成25年2月8日 厚生労働大臣が15拠点病院を指定

No.	地域ブロック	所在都道府県	医療機関名
1	北海道	北海道	北海道大学病院
2	東北	宮城	東北大学病院
3	関東甲信越	埼玉	埼玉県立小児医療センター
4		東京	国立成育医療研究センター
5		東京	東京都立小児総合医療センター
6		神奈川	神奈川県立こども医療センター
7	東海北陸	愛知	名古屋大学医学部附属病院
8		三重	三重大学医学部附属病院
9	近畿	京都	京都大学医学部附属病院
10		京都	京都府立医科大学附属病院
11		大阪	大阪府立母子保健総合医療センター
12		大阪	大阪市立総合医療センター
13		兵庫	兵庫県立こども病院
14	中国四国	広島	広島大学病院
15	九州沖縄	福岡	九州大学病院

ヒアリング対象となったすべての医療機関のうち、平均点4点以上の15医療機関を選定

小児がん拠点病院

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



小児がん拠点病院の要件概要

拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に資すること、地域医療機関との連携、長期フォローアップの体制整備等の役割を担う。

拠点病院の要件

- ①診療機能（集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、緩和ケアチームの整備、地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等）
- ②診療従事者（放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等）
- ③医療施設（放射線治療機器の設置、集中治療室の設置※等）
- ④診療実績（造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例度以上（うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上））
- ⑤日本小児血液・がん学会の「研修施設」及び日本小児外科学会の「認定施設」であること。
- ⑥相談支援センターの設置
- ⑦院内がん登録の実施
- ⑧臨床研究（臨床研究専門部署の設置※、CRCの配置※等） ※は必須要件ではない。
- ⑨療育環境の整備（保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等）

小児がん中央機関の指定

【改正後全文】

健発0907第2号

平成24年9月7日

最終改正 健発0205第4号

平成26年2月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

小児がん拠点病院等の整備について

我が国において、「がん」は小児の病死原因の第1位である。小児がん患者は、治療後の経過が成人に比べて長いことに加えて、晩期合併症や、患者の発育・教育に関する問題等、成人のがん患者とは異なる問題を抱えている。特に、小児がんの年間発症患者数は2000人から2500人と少ないが、小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。こうした現状を改善するため、小児がん診療及び支援体制の充実を図り、小児がんに関する積極的かつ効果的な施策を展開していくことが重要かつ急務となっている。

このため、平成24年5月「小児がん医療・支援のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、質の高い小児がん医療及び支援の提供を図るための検討を進めてきたところであり、平成24年6月に閣議決定したがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）では、重点的に取り組むべき課題の一つとして、新たに小児がん対策が掲げられた。基本計画の中では、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、5年以内に小児がん拠点病院を整備し、小児がんの全国の中核的な機関の整備を開始することが目標に定められている。

こうした中、平成24年9月3日にとりまとめられた検討会の「小児がん医療・支援の提供体制のあり方について（報告書）」に基づき、別添のとおり、「小児がん拠点病院の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を策定した。

各都道府県におかれては、患者が全人的な質の高い小児がん医療及び支援を受けることができる体制を確保するために小児がん拠点病院を整備するという趣旨をご理解の上、貴管下医療機関に周知の上、指針の要件を全て満たす医療機関による積極的な申請が行われるよう、貴管下医療機関への周知をお願いする。

Ⅲ 小児がん中央機関の指定について

2 厚生労働大臣が指定する小児がん中央機関は拠点病院を牽引し、全国の小児がん医療の質を向上させるため、以下の役割を担うものとする。

- (1) 小児がんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。また、小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な支援のあり方について検討すること。
- (2) 小児がんに関する情報を収集し、広く国民に提供すること。
- (3) 全国の小児がんに関する臨床試験の支援を行うこと。
- (4) 小児がん拠点病院等に対する診断、治療などの診療支援を行うこと。
- (5) 小児がん診療に携わる者の育成に関する国内の体制整備を行うこと。
- (6) 小児がんの登録の体制の整備を行うこと。
- (7) (1) から (6) の業務にあたっては、患者、家族及び外部有識者等による検討を踏まえて行うこと。

小児がん中央機関の業務概要

アドバイザー・ボード(仮称)

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備
(小児用カリキュラム開発)
- 情報提供
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎連絡協議会(仮称)事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供
- 小児がんの登録体制の整備
(院内がん登録実施支援)
- 人材育成(がん専門相談員
基礎研修、院内がん登録実務者)

連絡協議会(仮称)

小児がん拠点病院

地域小児がん医療提供体制協議会

小児がん拠点病院

地域小児がん医療提供体制協議会

小児がん拠点病院

地域小児がん医療提供体制協議会

H27年度 概算要求

平成27年度がん対策予算概算要求の概要

平成27年度概算要求額 241億円(平成26年度予算額 230億円)

基本的な考え方

○平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年5月に制定され、平成24年5月に見直しが行われた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1. がん予防・早期発見の推進

26億円(22億円)

- (1)がん予防
 - ・健康増進生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策推進事業) 1. 5億円
 - ・がんの早期発見 0. 4億円
- (2)がんの早期発見
 - がん検診推進事業 25. 3億円
 - がん検診受診率向上支援事業 13. 0億円
 - 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 10. 1億円
 - 働く世代の女性支援のためのがん検診受診率向上支援事業 5. 4億円

2. がん患者・罹患者の仕向と治療の高度化

3. 5億円(3. 1億円)

- がん患者の転院に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2. 1億円

3. 小児へのがん対策の推進

4. 2億円(3. 0億円)

- 小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2. 4億円
- ・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 0. 3億円
- ・小児がん拠点病院整備費 1. 0億円

4. がんに関する研究・がん予防・がん診断された時からの緩和ケアの推進及びがん医療に関する総合支援及び提供体制の整備

175億円(100億円)

- (1)がんに関する研究の推進 157. 9億円
 - がん対策推進総合研究事業 105. 2億円
 - がん研究基盤強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2. 0億円
- (2)がん予防の推進とがん医療に関する総合支援及び提供体制の整備 12. 5億円
 - 全国がん登録推進事業等(国立がん研究センター受託費) 2. 3億円
 - 新道南県連携がん対策推進事業(緩和ケア研修等事業を除く) 9. 6億円
 - ・がん診断された時からの総合支援事業 0. 4億円
- (3)がん診断された時からの緩和ケアの推進 5. 0億円
 - ①がん診断された時からの緩和ケアの推進 4. 0億円
 - ・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2. 3億円
 - ・新道南県連携がん対策推進事業(緩和ケア研修等事業) 1. 1億円
 - ②在宅医療・介護サービス提供体制の強化 0. 4億円

5. 放射線療法、化学療法、手術療法の見直し充実とこれらを専門的に担う医療従事者の育成

20億円(22億円)

- (1)がん医療に携わる専門的医療従事者の育成 0. 4億円
- (2)がん診療連携拠点病院の機能強化 12. 5億円

(高橋) がん診療連携拠点病院の機能強化関連

25. 7億円

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体)

3. 小児へのがん対策の推進

4. 2億円(3. 8億円)

- 改・小児がん拠点病院機能強化事業 (がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2. 4億円
- ・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 0. 3億円
- ・小児がん拠点病院整備費 1. 0億円



○改・小児がん拠点病院機能強化事業 (がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

国、地方公共団体や地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行い、小児がん患者やその家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等の確保に加えて、**地域ブロック協議会を開催する**等、小児がん医療提供体制の充実を図る。